第二十九条第二項中第四号を第五号とし、同項第三号を次のように改める。

三　公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　協定規則第43号改訂版補足第２改訂版の附則18に規定する前面ガラスの試験領域Ａ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ａ」という。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

(2)　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

(3)　試験領域Ⅰにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ⅰにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

第二十九条第三項中第三号を第四号とし、同項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

(1)　運転者席の運転者が、協定規則第43号改訂版補足第２改訂版の附則18に規定するV_1点（以下この条、第117条及び第195条において単に「V_1点」という。）又は協定規則第43号改訂版補足第２改訂版の附則３に規定するＯ点（以下この条、第117条及び第195条において単に「Ｏ点」という。）から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2)　協定規則第43号改訂版補足第２改訂版の附則18に規定する前面ガラスの試験領域Ｂ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ｂ」という。）及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は協定規則第43号改訂版補足第２改訂版の附則３に規定する前面ガラスの試験領域Ⅰ（以下この条、第117条及び第195条において単に「試験領域Ⅰ」という。）及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

(1)　運転者席の運転者がＯ点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2)　試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

第二十九条第三項中第一号を第二号とし、同項第一号を第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　協定規則第125号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.1.3.に限る。）に定める基準に適合したもの。

第二十九条第三項に次の一号を加える。

九　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

十　法第75条の３第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。

第二十九条第四項中「第６号」を「第７号」に改め、同項第１号中「車両中心線と平行な鉛直面上」を「車両中心面と平行な面上」に改め、同条第五項中「第６号」を「第７号」に、「透明であり」を「透明である」に改める。

第四十一条第１項中「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第四項中「同規則第６改訂版補足第２改訂版」を「同規則第６改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第七項中「同規則第６改訂版補足第２改訂版」を「同規則第６改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第八項中「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第九項及び第十項中「同規則第６改訂版補足第２改訂版」を「同規則第６改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第十一項中「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」に改める。

第四十三条から第五十四条まで、第五十五条の二から第五十九条まで及び第六十一条から第六十一条の三までの規定中「同規則第６改訂版補足第２改訂版」を「同規則第６改訂版補足第３改訂版」に改める。

第八十一条第１項第六号を次のように改める。

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ　幼児用座席を備える幼児専用車

ロ　専ら座席の用に供する床面の協定規則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補則第７改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

第八十六条第四号中「を除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車」を「、車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車」に改める。

第八十九条第１項中「次項」の下に「及び第５項」を加え、同条第四項中「次の各号」の下に「及び次項」を加え、同条に次の１項を加える。

５　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、協定規則第64号の技術的な要件に適合するものであること。この場合において、次の各号に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第64号の技術的な要件に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づきタイヤ空気圧監視装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置又はこれに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置